

固定資産税の課税誤りについて

このたび、令和6年度固定資産税について、一部の納税義務者の方の課税額に誤りがあることが判明いたしました。

このような事態を招き深くお詫びするとともに、今後このような事態が発生しないよう、再発防止に向け取り組んで参ります。

1. 事案の概要

固定資産税を算出する基礎となる単価の一部及び造成費が正しく反映されていなかったため、一部の土地において評価額、課税標準額、税額に誤りが生じました。

【影響額】

	対象者数	影響額
増額となる方	9名	10,800円
減額となる方	108名	546,700円

2. 発生原因

令和6年度の土地の評価替えに伴い、算定に必要な単価の一部及び造成費の反映作業を誤り、また、その後の確認作業が不十分であったことによるものです。

3. 今後の対応

対象となる納税義務者の方に対し、お詫びするとともに税額を改めた賦課決定通知を行います。

また、再度このような事案が発生しないよう、職員に対して当該事務の手順や重要性を改めて周知するとともに、確認作業の徹底を行って参ります。